

岩手県告示第 872 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 20 年 12 月 26 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 弥栄金成線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市花泉町金沢字愛宕下 48 番 2 地先から字馬骨 8 番 1 地先まで	新	m 39.2~11.2	m 815.0
	旧	30.6~7.6	815.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部

イ 期間 平成 20 年 12 月 26 日から平成 21 年 1 月 26 日まで

2 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 栗駒衣川線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
奥州市衣川区餅転 11 番 3 地先から 35 番 1 地先まで	新	A m 18.0~10.4	m 293.1
		B 9.9~3.2	559.7
		C 16.1~5.0	279.8
	旧	A 18.0~10.4	293.1
		B 9.9~3.2	559.7

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部

イ 期間 平成 20 年 12 月 26 日から平成 21 年 1 月 26 日まで